山中湖村地下水の保全及び採取適正化に関する条例（平成30年３月26日条例第16号）
最終改正:
改正内容:平成30年３月26日条例第16号

〇山中湖村地下水の保全及び採取適正化に関する条例
平成30年３月26日条例第16号

山中湖村地下水の保全及び採取適正化に関する条例

（目的）
第１条　この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、地下水資源の保全及び有効活用を促進するため、地下水について必要な規制及び調整を行い、もって世界文化遺産構成資産である山中湖の保全と村民の住みよい快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　地下水　事業用又は生活の用に供するため、井戸により採取する水をいう。
（２）　井戸　人力若しくは動力を用いて地下水を採取するための施設又は自噴井施設であって、公用又は公共用以外のものをいう。
（３）　地下水採取者　村内において地下水を採取し利用している者をいう。
（４）　循環型利用者　地下水採取者のうち、地下水を井戸のある場所で利用し、利用後の不要となった地下水についても浸透ます等の構造物により適切に地下浸透させる者をいう。

（地下水採取の制限）
第３条　地下水源の枯渇を防ぐとともに、みだりに井戸を掘ることによる付近の水の枯渇、地盤沈下等の弊害を防止するため、村内における地下水の採取量は、日量500立方メートルを超えないものとする。

（許可）
第４条　村内において井戸を掘削しようとする者又は既設の井戸の構造を変更（井戸の口径若しくは深さを変更する場合又は揚水機の種類若しくは能力を変更する場合をいう。）しようとする者は、規則で定めるところにより、村長に申請してその許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
（１）　地下水の採取量が日量10立方メートル未満の井戸を掘削し、又は構造を変更しようとする場合（複数の井戸を有する地下水採取者による掘削又は構造の変更であって、所有する全ての井戸の揚水量が日量10立方メートル以上となる場合を除く。）
（２）　国又は地方公共団体が公用若しくは公共用以外の目的で掘削し、又は構造を変更するもののうち、村長が認める場合

（許可の申請）
第５条　前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、工事に着手しようとする30日前までに、村長に申請書を提出しなければならない。

（許可の基準）
第６条　村長は、前条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。
（１）　県又は村が定める土地利用計画に反しないこと。
（２）　他の水をもって代えることが困難なこと。
（３）　隣接する既設井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。
（４）　地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。
（５）　地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と認められること。
（６）　排水施設が十分に講じられていること。
（７）　量水器が設置されていること。
（８）　水位測定器が設置されていること。
（９）　自噴井施設については、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策が講じられていること。
(10)　近隣関係者の同意が得られていること。
(11)　その他村長が必要と認める事項
２　　地下水採取者は、市町村境界付近で地下水を採取する場合、関係自治体と協議を行うものとする。
３　　村長は、第１項の基準に適合し、かつ、地下水の採取量が日量100立方メートルを超える場合は、規則で定める基準に適合しなければ許可をしてはならない。ただし、公共用の場合は、この限りでない。
４　　第４条の許可には、条件を付すことができる。

（工事の完了検査）

第７条　第４条の規定により許可を受けた井戸が完成したときは、その井戸を掘削した者は規則で定めるところにより、完成の日から15日以内に村長にその旨を届け出なければならない。
２　村長は、前項に規定する届出があったときは、検査を行うものとする。

（許可の有効期間等）
第８条　第４条の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して１年とする。
２　地下水採取者は、掘削の工事が災害その他やむを得ない理由により有効期間内に完了しないと見込まれるときは、その旨を村長に文書によって提出することにより、１回に限り、６箇月を限度としてその有効期間を更新することができる。

（氏名変更等の届出）
第９条　第４条の許可を受けた者は氏名、若しくは名称の変更、法人にあってはその代表者の氏名若しくは住所の変更又は用途の変更があったときは、変更があった日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

（承継）
第10条　第４条の許可を受けた者から許可施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る地位を承継する。
２　　第４条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（その許可に係る井戸を承継する場合に限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該井戸を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。
３　　前２項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

（特別地域の指定）
第11条　村長は、地下水を保全する必要があると認める地域として、次の各号のいずれかに掲げる地域を、特別地域として指定することができる。
（１）　一定の範囲内に集中して井戸が掘削される等、地下水の減少が懸念される地域
（２）　公共用の水道水源の周囲であって、村民の生活水源の確保が特に必要とされる地域
２　村長は、特別地域を指定するときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

（協定の締結）
第12条　村長は、第４条の許可に当たり、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請者と地下水保全のための協定を締結するものとする。
（１）　同一の地下水採取者における地下水採取量の合計が、１日に10立方メートルを超える場合
（２）　食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第19号に規定する清涼飲料水の製造を目的として地下水を使用する場合
（３）　工業用の冷却水又は洗浄水として地下水を使用する場合
（４）　特別地域内に新たに井戸を設置して地下水を採取する場合
（５）　その他村長が特に必要と認める場合

（地下水採取者の責務）
第13条　地下水採取者は、地下水の採取に当たっては、常に地下水資源の保全及び採取量の適正化に努めるとともに、村が実施する地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。
２　地下水採取者は、山中湖村地域防災計画等に基づき、災害時の飲料水の確保等、村の施策に協力しなければならない。

（資料の提出及び立入調査）
第14条　村長は、この条例の施行に必要な限度において地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員に対し他人の土地に立ち入らせ当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。
２　　前項の場合において、職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
３　　日量10立方メートル以上の地下水採取者又は地下水採取者のうち、日量10立方メートル未満であっても循環型利用者でない者は、規則で定めるところにより地下水の採取量及び水位を測定し、記録し、その結果を村長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、村長の承認を受けたときは、当該測定及び記録を行わないことができる。

（施設の廃止）
第15条　第４条の許可を受けた者は、当該井戸を廃止したときは、直ちに原状に回復し、規則で定めるところにより、その日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした井戸については、第４条の許可の効力を失う。

（許可の取消し等）
第16条　村長は、偽りその他不正の手段により許可を受けた者又は第６条の基準に違反した井戸を掘削した者若しくは変更した者に対して、第４条の許可を取り消すことができる。
２　村長は、偽りその他不正の手段により第９条の規定による変更の届出を行った者に対してその許可を取り消すことができる。また、当該届出を行った者が、変更の許可を取り消された井戸について第21条による原状回復命令に従わない場合は第４条の許可を取り消すことができる。

（指導又は勧告）
第17条　村長は、水資源の保全上必要があると認めるとき又は地下水の枯渇が著しく公共用の水道水源等に影響があると認められるときは、地下水採取者に対して相当の期間を定め、採取量の制限その他地下水源の保全上必要な指導又は勧告を行うことができる。

（措置命令）
第18条　村長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が定められた期限内に必要な措置を行わないときは、期限を定めて同条の規定による措置を行うべきことを命令することができる。

（措置の届出）
第19条　第17条の指導又は勧告若しくは前条の規定による命令を受けた者が当該指導又は勧告若しくは命令に基づく措置を採ったときは、７日以内に村長に届け出て、当該事項についてその検査を受けなければならない。

（停止命令）
第20条　村長は、第18条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において当該行為の一時停止を命令することができる。

（原状回復命令）
第21条　村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、期限を定めて必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
（１）　第４条の規定に違反した者
（２）　第６条第４項の規定により付した条件に違反した者
（３）　第16条第１項又は第２項の規定により許可を取り消された者

（違反者等の氏名等の公表）
第22条　村長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。
（１）　第４条の許可を受けなかった者又は虚偽の申請をして許可を受けた者
（２）　正当な理由がなく第14条第１項の規定による資料の提出を拒み、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
２　村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

（検討会への諮問）
第23条　村長は、必要に応じ、地下水の採取等に関する事項を調査審議するため、山中湖村地下水資源保全検討会に諮問し、意見を聴くものとする。

（委任）
第24条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

（罰則）
第25条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（１）　第18条又は第20条の規定による命令に従わなかった者
（２）　第21条の命令に違反して、原状回復又は原状回復に代わるべき必要な措置を採らなかった者
２　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
（１）　第４条の規定に違反した者
（２）　第７条第１項、第９条、第10条第３項若しくは第15条第１項の規定による届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者
（３）　第14条第１項の規定に違反して資料の提出又は立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
（４）　第14条第３項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
（５）　第16条の規定に違反して、偽りその他不正の手段により許可を受けた者

（両罰規定）

第26条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

１　　この条例は、平成30年10月１日から施行する。

（山中湖村地下水採取の適正化に関する要綱の廃止）

２　　山中湖村地下水採取の適正化に関する要綱（平成23年山中湖村訓令第８号）は、廃止する。

（経過措置）

３　　この条例の施行前に、村長と地下水の保全のための協定が締結されている井戸については、第４条の許可を受けたものとみなす。

４　　この条例の施行前に、地下水採取のため、村内において現に井戸（第４条に規定する井戸を除く。）を設置している者（設置工事をしている者を含む。）は、この条例の施行後60日以内に村長に届け出なければならない。